

## 特産果実のブランド化促進に向けた販売促進・情報発信業務仕様書

### 1 目的

一年を通じて流通している青森県産の多様な特産果実について、それぞれの旬の時期に、首都圏・西日本等の需要を捉えた販売促進と認知度の向上を図る。

### 2 委託業務名

特産果実のブランド化促進に向けた販売促進・情報発信業務

### 3 委託業務の内容

青森県産の多様な特産果実の、年間を通じた切れ目のない提案や販売促進、認知度向上のため、以下の業務を行うこと。なお、当業務における品目として、りんご及び青森県オリジナル品種おうとう「ジュノハート」は含まない。

※本県産特産果実の種類及び旬の時期については、別表を参照のこと。

#### (1) 販売促進

##### ①取引拡大及び評価向上に向けたサンプル提案先のコーディネート・求評の実施

青森県産特産果実の取引拡大や評価向上につながる可能性の高い首都圏・西日本等の小売店（百貨店、果実専門店、高級スーパー等）等の実需者をサンプル提案先として10社以上選定し、1社あたり2品目以上の求評を行うこと。

なお、サンプル提案品目と時期は、青森県と事前相談することとし、サンプル品の調達（費用含む）も本業務に含むものとし、取り扱う特産果実は6品目以上とする。

##### ②首都圏・西日本等の小売店等での試食販売イベントの実施

青森県産特産果実の取引拡大や評価向上につながる可能性の高い首都圏・西日本等の小売店での販売拡大を図るため、試食販売イベントを4社以上においてそれぞれ2日間以上実施すること。なお、試食品の調達（費用含む）も本業務に含むものとし、取り扱う特産果実は4品目以上とする。

#### (2) 認知度向上に向けた情報発信

##### ①スイーツ等メニューの創作と販売

首都圏のスイーツ店や飲食店等、3店舗以上において、それぞれ1商品以上、青森県産特産果実を使用した商品やメニューを創作し、10日間以上販売すること。

また、販売期間前または販売期間中において、インフルエンサーによる情報発信を、各店舗ごとに1回以上実施すること。

なお、使用する食材の調達（費用含む）も本業務に含むものとし、取り扱う特産果実は3品目以上とする。

##### ②各種メディアを通じた戦略的な情報発信

県産特産果実の旬の時期や各種イベント実施時期等に合わせ、各種メディアを活用した戦略的な情報発信を、5回以上実施すること。

### ③青森県産特産果実PRツールの制作

仕様書（１）②、（２）①及び（２）②の取組を効果的に実施するため、果実の産出額が全国１位である本県の、特産果実全体のイメージやブランド力を向上させるキャッチフレーズを組み合わせるなどしたロゴマークを使用したPRツールを制作・納品すること（デザイン等に、りんご及びジュノハートを含んで差し支えない）。

制作するPRツール等の種類と納品形態は次のとおり。

- １）ロゴマーク（データ）
- ２）ポスター ５００枚（A３版以上、カラー印刷、データ含む）
- ３）リーフレット ３０００枚（仕様は提案内容による、両面カラー印刷、データ含む）

（３）青森県農林水産部食ブランド・流通推進課に、上記（２）③（データ含む）の納品と、実績報告書を提出すること。

### ４ 委託業務の条件

本業務に係る全ての経費は、契約金額に含むものとする。

### ５ 委託期間

契約締結の日から令和７年２月２８日（金）まで

### ６ その他

- （１）業務の実施にあたっては、青森県農林水産部食ブランド・流通推進課と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- （２）仕様書に定めがない事項については、随時、青森県農林水産部食ブランド・流通推進課と協議の上、定めるものとする。